・普段から研修などを通じて職員の人権意識を高める

※職員の知識や技術の向上

・研修などを通して職員の知識や技術、特に行動障害などの特別な支援を必要とする障害児者の支援に関する知識や技術の向上を図る

・個々の障害児者の状況に応じた個別支援計画を作成するなどして適切な支援を行う

・職員が支援に当たっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、職員が利用者の権利擁護に取り組める環境を整備する

12 章 身体拘束に値する行為とは

※身体拘束について

・障害児者虐待防止法では「正当な理由なく障害児者の身体を拘束すること」は身体的虐待とされています。身体拘束・行動制限が日常化すると、そのことがきっかけとなって利用者に対する身体的虐待や心理的虐待に至ってしまう危険があります。身体拘束は、行動障害のある利用者への支援技術が十分でないことが原因の場合が多いので、やむを得ず身体拘束をする場合であっても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏むとともに、身体拘束の解消に向けての道筋を明確にするように取り組みましょう

※身体拘束とは

①車いすやベッドなどに縛り付ける

②手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける

③行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる

④支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する

⑤行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる

⑥自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する

★【具体的な例】身体拘束は利用者の自由を奪うこと。

・スピーチロック・・・「動くな」「危ない」「ダメ」などと言葉で行動を静止すること

・フィジカルロック・・・居室や建物の玄関に鍵をかける、縛って立たせなくする、身体的行動を制限すること

・ドラックロック・・・薬で徘徊などの行動を静止する行為

・ベッド柵を3本以上使用する又不必要な柵を使用すること
(4本でなくとも方麻痺の方なら健側下側に1本使用でも拘束となる)

・ベッド柵に手や足を縛って動けないようにすること

・ミトン等手指の動きを制限する手袋の使用(五本指も同様・鍵つきやひもで縛るもの)

・車椅子や椅子にY字ベルト、三角、テーブル等に固定すること

・立ち上がれないような椅子等を使用すること(ふかふかのソファーなど)

・上肢下肢を紐等にて固定すること

・つなぎ服、おむつカバー等を使用すること(自分で着たり脱いだりできる以外のこと)
・過剰な睡眠薬、向精神薬を服用させること
自分で出入りできない部屋等に隔離することや部屋に鍵をかけてとじこめること(ホールなどで周りに物や他者を置き動けない様にしても同様)
・「ちょっとまっててね」「夜だから寝てください」などの支援者側の都合による声かけ
・利用者様の行動を職員の都合(見守り出来ないから等)で制限すること
・車いすにブレーキをかけて放置すること
・自分で外すことができないヘッドキャップなどを含む装具類
・集合写真等で逃げないように身体を捕まえ、正面を向けさせる為に顔や頭を抑えること
・外出の際、職員が把握し易いようなジャージ(名前入り)の上下を着用させること
・詰め所から監視しやすいように一箇所に利用者を集めて座らせること
・事故防止という安全面の配慮からエレベーターのスイッチを常時、切っていること
・歯磨き介助の際に、嫌がる利用者を身体で抑えて行うこと
・健康診断の採血の際、暴れる利用者を3〜4人で抑え付けて行うこと
★「身体拘束ゼロの手引き」に具体的にどんなことが拘束とされるのか書いてありますが、エプロンをトレイに挟む・・・ということは書いてはありません
→だから拘束ではない・・・と決めるものではないと思います。施設や個人の考え方だと思います。本人がエプロンを挟むことをイヤがればそれは拘束になります
★皆さんの事業所でもどのような行為などが「拘束」にあたるのか？または「拘束にあたるかもしれないこと」を話し合ってみてください

第13章 身体拘束を未然に防ぐための心構え

・身体拘束に値する行為をしないにこしたことはありませんが、状況により**やむを得なく**行わなければならない場合が発生しないとは限りません。しかし、そのような時にもその行為が、**「誰の為に行うのか?」**という点がはっきりしていなくてはなりません。また緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。事業に携わるものがこの点をはっきり認識できるように取り組みましょう

★やむを得ない場合の対応として

①切迫性

・利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと

②非代替性

・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと

③一時性

・身体拘束その他の行動制限が一時的であること

★以上3つの要件をすべて満たす場合に、以下の手続きを経て行います